

平成30年度 長岡市 1号認定 保育料徴収基準額表(月額)

階層区分	階層の定義		保育料(円)
A	生活保護世帯		0
B1	市民税非課税世帯および市民税所得割非課税世帯でひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等		0
B2	市民税非課税世帯および市民税所得割非課税世帯		2,500
C1	市民税所得割77,100円以下の世帯でひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等		6,000
C2	市民税所得割	77,100円 以下の世帯	9,600
C3		211,200円 以下の世帯	13,400
C4		211,200円 を超える世帯	17,800

【ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等の場合】

市民税所得割が77,100円以下(C1階層)の場合は、生計を同一にする子の第1子を半額、第2子以降の子は無料となります。

77,100円を超える世帯(C3階層以上)については、幼稚園年少から小学校3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。

【上記以外の世帯の場合】

市民税非課税世帯及び市民税所得割非課税世帯(B2階層)の場合は、生計を同一にする子の第2子以降の子は無料となります。

市民税所得割が77,100円以下(C2階層)の場合は、生計を同一にする子の第2子を半額、第3子以降の子は無料となります。

77,100円を超える世帯(C3階層以上)については、幼稚園年少から小学校3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。

注 意 事 項

【共通】

- ・「市民税所得割」の額は入園児童の父母(内縁の同居者含む。)の市民税を合算します。ただし、父母の市民税が非課税の場合は入園児童の祖父母(同居の場合のみ)の市民税も合算となる場合があります。
- ・月途中で入退園した場合は、入退園した日から日割により保育料を計算します。
- ・保育料を算定する市民税は、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄付金税額控除等の税額控除(調整控除は除く)を控除する前の税額で算定します。
- ・A、B1、B2階層の世帯は、病児・病後児保育ほかの利用料が減免になる場合があります。詳しくは各園にお問い合わせください。

【1号】

- ・保育料以外に給食費や教材費、施設費等の上乗せ料金がかかる場合があります。詳しくは各園にお問い合わせください。

【2・3号】

- ・3歳未満児とは当該年度の4月1日現在において、満3歳にならない児童のことを指します。そのため、年度途中で3歳になった場合でもその年度は3歳未満児とします。
- ・3歳未満児の保育料には給食費を含みます。3歳以上児の保育料には給食費の副食費のみを含み、主食費(ご飯、パン、麺などにかかる経費)は園が別途徴収します。